

## 第 3 部

### 学識経験者の意見

令和5年度(対象:令和4年度の事務事業)滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

### 1 学識経験者(評価委員)

(五十音順、敬称略)

氏名	職業・職歴
加田 洋一	前滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校校長
平井 利枝子	元働く婦人の家館長、元寺家小学校校長
山西 潤一	富山大学名誉教授

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

### 2 意見聴取日等

令和5年8月10日(木) 評価委員会の開催による意見聴取

(評価委員、教育委員、教育長、事務局職員)

### 3 令和4年度実績に対する学識経験者の主な意見

#### ○学校教育の充実について

- ・小学校英語活動推進事業について、引き続き力を入れていただきたいが、予算措置をして事業を実施したということよりも、全国学力学習調査や他の評価基準等で、その成果がどう表れているかを示して欲しい。また、科学・理数・ものづくり教育推進事業についても、長く年数をかけて実施しており、学ぶことへの意欲や興味関心等のデータを把握して、その成果を見えるようにして欲しい。
- ・全国で不登校児童が増加している。居場所づくりや人と人との交流の仕方等、その子の特性に応じたきめ細かい支援を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、またはフリースクール等と連携して推進していただきたい。
- ・学校給食において地場産の使用率が減少傾向にある。他の部局や企業と連携しながら増加に向けて事業を推進していただきたい。

- ・引き続きスタディメイトの人数を増加するよう尽力していただきたい。また、出来るだけ各学校に公平に配置をするようお願いする。

#### ○生涯学習の推進について

- ・社会教育活動総合事業について、教養講座等の学ぶ場が多くあるのは良いが、生涯学習政策としては、学んだ成果を、地域課題解決のために活かすことができる人材の育成となるよう、そのような仕組み作りをしていただきたい。
- ・青志会館や地区公民館等、多くの建物が老朽化している。財源が決まっている中、大変ではあるが、修繕の優先順位を明確にして管理に取り組んで欲しい。
- ・これからは、公民館がデジタル人材の核となる。地区公民館だけでなく、自治公民館も Wi-Fi 整備の補助をする等、引き続き検討して欲しい。

#### ○スポーツの推進について

- ・競技志向と健康志向のスポーツの事業をバランスを良く充実して実施して欲しい。
- ・中学校部活動の地域移行について、子どもの数が減少する中、場所と人材と予算の確保のため、企業の支援を求める等、工夫をしてほしい。また、実証事業をとおして生徒の声を反映して欲しい。
- ・青雲閣の跡地問題同様、蓑輪テニス村においても、蓑輪温泉を含めた一体の施設として、その利活用について、事業の見直しを図って欲しい。

令和4年度(対象:令和3年度の事務事業)滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

### 1 学識経験者(評価委員)

(五十音順、敬称略)

氏名	職業・職歴
加田 洋一	滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校長
平井 利枝子	元働く婦人の家館長、元寺家小学校校長
山西 潤一	富山大学名誉教授

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

### 2 意見聴取日等

令和4年8月1日(月) 評価委員会の開催による意見聴取

(評価委員、教育委員、教育長、事務局職員)

※加田委員欠席のため、事前に意見聴取を行った。

### 3 令和3年度実績に対する学識経験者の主な意見

#### ○学校教育の充実について

- ・タブレットの活用が求められる中で、日々接している情報システムはどのような仕組みか、プログラムは何のために作られているのかを研究し、実際にものを作って動かしてみる等をし、ものづくり教育と融合・連携させる必要がある。

(対応)

市内小中学校では、Scratch(プログラミングツール)やマイクロビット(教育用超小型PC)などを使用したプログラミング活動の時間を設けており、楽しみながら論理的思考能力を育むとともに、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、コンピュータ等を活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を育むようにしている。

- ・GIGAスクール構想で整備した通信網の更なる活用が必要である。滑川市は早い時期にネットワークの環境整備をされたが、学校から外

部に接続する際に問題が生じる場合があると伺っているので、ネットワークの調査が必要である。また、更新作業で動作が止まることがあるが、健康チェックやノート代わりに日常使いをしていれば問題は起こらない。

(対応)

令和3年度中に、ネットワーク回線の最大利用量をテスト測定し、考えられる最大利用量を踏まえ、令和4年度にネットワーク回線の増強を実施した。

タブレットの日常使いはしているところであるが、現在、回線の容量等の関係で、更新作業の際動作が停止してしまう場合もあるため、状況に応じて教育委員会で一時パソコンを預かり、サポート業者と協力して対応しているところである。

- ・全国的に理科の観察実験が停滞気味であるが、滑川市は科学の時間が充実しているので、理科専科教員の配置について充実するよう努められたい。

(対応)

県の観察実験アシスタント配置事業を活用し、希望する学校に配置している。また理科専科教員も複数の小学校に配置されており、令和5年度も継続して理科教育の充実に努めている。

- ・不登校児童生徒支援において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT活用などの対策をとられているが、場合によっては医療機関等との連携も必要である。

(対応)

すでに医療機関で診療を受けている児童生徒の場合には、保護者の同意を得て医療機関と連携している。また、不登校児童生徒の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員のほか、市の関係機関（教育センター、あゆみ、教育総務課、子ども課、市民健康センターなど）も連携しながら対応しており、医療機関との連携が必要かどうか関係機関全体で検討して対応している。

- ・中学校部活動の地域移行について、文化部は生涯学習等の事業と連携を図って指導者の発掘や活動場所の確保に尽力していただきたい。

(対応)

令和5年度から、早月中学校の吹奏楽部に部活動指導員を配置している。引き続き、生涯学習課とも連携し、指導者の発掘や活動場所の確保に努めたい。

- ・学校運営協議会制度への移行や地域学校協働活動の取組について、部活動の地域移行などに併せて、地域人材の発掘・活用の幅広い協議の場として検討して欲しい。

(対応)

地域学校協働活動や部活動の地域移行同様に、学校運営協議会制度は、その権限と責任を担えるだけの適した委員が必要であり、児童生徒の将来に係るため、慎重に地域人材の確保に努めていきたい。

#### ○生涯学習の推進について

- ・各種団体の育成において、会社勤めをしてゆとりがない若い世代が新規加入しない理由等を把握して、運営方法をデジタル化する等、加入しやすいように努められたい。

(対応)

若い世代が各種団体へ加入しない理由については、様々な理由等があると思うが、必要によっては運営方法のデジタル化に対する支援も必要であると考えている。

- ・社会教育活動において、生きがいづくり、教養講座が中心であるが、専門性が高い必要はないので、その場で学んだ成果を元に、または会社で学んだことを地域の活性化・改革に活かす行動をする人を育てる必要がある。いつまでも、受け身的な学習だけで自己満足とならない取組をして欲しい。

(対応)

各生涯学習関係施設で実施している教養講座では、生徒として受

講していた人が、能力を高めて講師となるケースもある。学んだ成果をもとに地域の活性化や改革などの行動を起こす人の支援は実施してまいりたい。

- ・これからは、公民館もネット時代の学びの場になる。地区公民館はWi-Fiが整備されたが、自治公民館もWi-Fi整備の補助をする等、検討して欲しい。

(対応)

自治公民館の運営等は各自治会によるため、Wi-Fi整備への補助の予定はない。

- ・公民館にタブレット端末を配付し、デジタル対応の研修会を実施する等、各種事業の案内や申し込み等、コロナ感染防止対策にもなり、活動内容の幅を広げることにもつながると思うので、確実に推進してもらいたい。

(対応)

すでにタブレット端末を持っている地区公民館や、各種事業案内や申し込みでデジタル対応している地区公民館もあるが、できるだけ多くの地区公民館で対応できるよう研修会の実施については検討してまいりたい。

#### ○スポーツの推進について

- ・中学校部活動の地域移行について、各事業を通して指導者の発掘・育成、配置、活動場所の確保等について引き続き努めていただきたい。

(対応)

各競技団体や地元の専門学校との連携を深め、指導者の確保や指導者講習会の充実を図っているところである。令和5年度には、バドミントン、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール、陸上競技の5競技で実証事業を行うための地域指導者を配置する準備を進めている。

○子育て支援について

- ・ヤングケアラーに関して、子育て支援の児童相談、心の相談員等の機関と連携して、丁寧な対応が必要である。

(対応)

認知度向上とヤングケアラー発見のため、学校関係者、介護事業者及び民生委員を対象に研修会（講演会）を開催した。

支援する際には、ヤングケアラーとその家族の気持ちに寄り添った対応が重要となるため、普段から子どもと接する学校関係者（養護教諭、SC、SSW）が子どもの気持ちをよく聞くことから始め、その後関係機関で連携して対応することとしている。



# 滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年1月23日教育委員会議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

